

平成30年第3回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その15）

堺 市 議 会



# 目 次

	頁
議員提出議案第 20 号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書…………… 3
議員提出議案第 21 号	学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を 求める意見書…………… 4
議員提出議案第 22 号	水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書…………… 5
議員提出議案第 23 号	キャッシュレス社会の実現を求める意見書…………… 6
議員提出議案第 24 号	学童保育の指導員配置基準の堅持を求める意見書…………… 9
議員提出議案第 25 号	中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書…………… 10



平成30年9月26日

堺市議会議員  
山口典子様

提出者

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

西川知己  
札場泰司  
平田大健  
大谷林幸  
青谷田征  
黒井関貴  
西田川良  
西田哲  
小堀清  
三宅達  
米田敏  
池尻秀  
西本昭  
榎村幸  
吉川敏  
星原卓  
大毛一郎

堺市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

伊豆丸精二  
信貴良  
田代上優  
の場猛  
西野浩  
池村友  
裏山昌  
木畑正  
上村太  
池ノ上克  
水野成文  
成宮山  
松本清  
吉本恵  
米谷光  
文守  
克

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 議員提出議案第20号 | 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書          |
| 議員提出議案第21号 | 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書 |
| 議員提出議案第22号 | 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書           |
| 議員提出議案第23号 | キャッシュレス社会の実現を求める意見書             |

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

### 記

1. 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
2. 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするるとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
3. 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
4. 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
5. 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図るための取組みを強化すること。また、いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣	各宛
総務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
国家公安委員会委員長	

## 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1,200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

なかでも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。堺市においても学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請したが、堺市においては、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

については、国が引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検と安全対策を行うことが重要であり、下記の事項について積極的な対応を求めるものである。

### 記

1. 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
2. 全国の通学路も緊急総点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援出来る制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の効果促進事業（C事業）の積極的な活用を図ること。
3. 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣

各宛



## 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

そこで政府におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

### 記

1. 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。
2. 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携の推進や適切な資産管理の推進、さらには官民連携の推進等具体的な措置を講じることにより水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		

## キャッシュレス社会の実現を求める意見書

世界各国のキャッシュレス決済比率を比較すると、キャッシュレス化が進展している国は40%～60%台であるのに対し、我が国は20%にとどまっているのが現状である。

日本でキャッシュレス支払が普及しにくい背景として、治安の良さや偽札の少なさ等の社会情勢に加え、消費者が現金に不満を持たず、キャッシュレスに漠然と不安を持っていること、さらには、店舗における端末負担コストやネットワーク接続料、加盟店手数料等のコスト構造の問題等が挙げられている。しかし、近年は実店舗における人手不足やインバウンド対応、スマートフォンを活用した支払いサービスの登場等、キャッシュレス推進の追い風となる動きも見受けられる。

政府も平成26年に閣議決定された『日本再興戦略』改定2014において、2020年オリパラ等を踏まえ、キャッシュレス化にむけた対応策を検討するなど、これまで4回に渡りキャッシュレス推進の方針を打ち出してきた。平成30年閣議決定の「未来投資戦略2018」では、「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることをめざす」としている。

キャッシュレス化の推進は、事業者の生産性向上やインバウンド需要の取り込み、消費者の支払の利便性向上に加え、データの蓄積を通じたイノベーションの実現にもつながるなど、経済全体に大きなメリットがあることから、政府においては、下記の項目を実現するよう強く要望する。

### 記

1. 実店舗等がコスト負担している支払手数料のあり方を見直すなど、ビジネスモデル変革のための環境整備を行うこと。
2. 地域商店街等と連携したポイント制度などのインセンティブ措置を検討し、消費者に対する利便性向上を図ること。
3. QRコード等のキャッシュレス支払に関する技術的仕様の標準化を行うなど、サービスの統一規格や標準化等を整備すること。
4. 産官学が連携して必要な環境整備を進めていくとともに、キャッシュレス支払を通じて新たに生み出されるデータの利活用によるビジネスモデルを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
財務大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		

平成30年9月26日

堺市議会議長  
山口典子様

提出者

堺市議会議員  
同  
同

森田晃一  
石本京子  
森頼信

堺市議会議員  
同  
同

岡井勤  
乾恵美子  
城勝行

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第24号 学童保育の指導員配置基準の堅持を求める意見書  
議員提出議案第25号 中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 学童保育の指導員配置基準の堅持を求める意見書

学童保育は、就労等の理由により家庭に保護者のいない子どもが、放課後および学校休業日に安全に安心して生活できる「毎日の生活の場」である。共働き・ひとり親家庭等の増加のもと、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっている。こうしたなかで、学童保育には子どもが安全に安心して生活できることや、子どもの成長・発達を支え励まし、保護者と連携を図りながら子育てをすることが求められている。

2014年に制定された省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「従うべき基準」として、支援の単位（概ね40人）ごとに「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則2名以上配置することが示されている。

ところが、内閣府設置の地方分権改革有識者会議において、指導員不足を解消する策として、指導員配置の「従うべき基準」の廃止、または参酌化の検討が進められている。

「従うべき基準」が廃止、または参酌化されることになれば、子どもたちの保育にあたるうえで必要な専門的な知識及び技能を有した「放課後児童支援員」をまったく配置しないことや、資格のない大人がたった一人で子どもたちの保育にあたることも起こり得る。これでは、子どもたちに安全で安心できる「毎日の生活の場」を保障することはできない。指導員不足の解消にあたっては、処遇改善により行われるべきである。

よって、本市議会は、学童保育の『全国的な一定水準の質』を確保するために、「従うべき基準」を堅持し、指導員の処遇を改善することを国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年9月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## 中学校「チャレンジテスト」の廃止を求める意見書

大阪府は、大阪独自の「チャレンジテスト」を2014年度に導入し、「チャレンジテスト」の結果を高校入試の評定に利用している。この「チャレンジテスト」に対して、教職員や保護者、教育関係者から以下の大きな問題点が指摘されている。

第一に、中学3年生では、実施された「チャレンジテスト」の結果を用い、各中学校の「評定の範囲」が決定される。これにより学校によって評定に差がつくことになり、高校入試が不公平になる。

第二に、中学1・2年生では、それぞれの学年の2学期末までの府内公立中学校の評定の状況と年一回の「チャレンジテスト」の結果で、大阪府教育委員会作成の「評定の範囲」により、各学校での評定の見直しを余儀なくされる。

第三に、「チャレンジテスト」によって実質上、調査書の評定が決定されることになれば、「チャレンジテスト」が入試と同様の重みをもつことになり、入試が前倒しされることになる。人格形成の場である学校が、テスト中心の学校となり、子どもたちを中学1年から過度の競争にかりたて、本来あるべき中学校教育の姿が大きくゆがめられることとなる。

これらの指摘は、大阪府の教育に対する重大な影響を懸念させるものである。

尚、文部科学省によれば、調査書は、「高等学校等の入学者選抜のための資料として作成されるものであり、生徒の平素の学習状況等を評価し、学力検査で把握できない学力や学力以外の生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価しこれを活用していくという趣旨のものです。」としており調査書の意味をなくすことにつながる。

よって、本市議会は、「チャレンジテスト」の廃止を大阪府に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年9月28日

堺市議会

大阪府教育委員会 宛

平成30年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その15)

---

平成30年9月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

堺市行政資料番号  
1-B2-18-0049

